

都市計画事業認可の告示について（新京橋連結路）

令和 6 年 6 月 18 日に都市計画事業認可の告示がなされました。都市計画事業認可の内容と都市計画法及び土地収用法上の効果・制限等は以下のとおりです。

事業施行者の名称	東京都 首都高速道路株式会社
事業の名称	東京都市計画道路事業 都市高速道路第 1 号線及び都市高速道路第 4 号線
事業の施行期間	令和 6 年 6 月 18 日から 令和 18 年 3 月 31 日まで
収用の部分	東京都中央区 築地一丁目、築地二丁目、新富一丁目、新富二丁目、 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、 八重洲二丁目 東京都千代田区 丸の内一丁目、丸の内三丁目
使用の部分	東京都中央区 新富一丁目、新富二丁目、銀座一丁目、八丁堀四丁目、 京橋三丁目、八重洲二丁目 東京都千代田区 丸の内一丁目、丸の内三丁目
保留の部分	なし
都市計画法上の制限	都市計画法上の制限は下記のとおり 1. 建築等の制限（都市計画法第 6 5 条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第 6 7 条）
土地収用法上の権限	土地収用法上の権限は下記のとおり 1. 裁決申請について（土地収用法第 3 9 条） 2. 明渡裁決の申立てについて（土地収用法第 4 7 条の三）
図書の縦覧場所	事業地の範囲がわかる図面の縦覧場所は下記のとおり （1）中央区環境土木部管理調整課 （2）首都高速道路株式会社（下記、問合せ先）

問合せ先	○計画について 首都高速道路株式会社 更新・建設局 調査・環境課 住所：東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一号 TEL：０３（６８０３）３７７１ 東京都 建設局 道路建設部 計画課 住所：東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 TEL：０３（５３２０）５３５９ ○用地について 首都高速道路株式会社 更新・建設局 用地管理課 住所：東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一号 TEL：０３（６８０３）３７２２
--	--

【都市計画法及び土地収用法上の効果・制限等】

１．建築等の制限（都市計画法第６５条）

事業地内において、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積等を行おうとする場合には、区長の許可が必要になります。

２．土地建物等の先買い（都市計画法第６７条）

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときには、当該土地建物等、その予定対価の額、譲渡の相手方について、施行者へ届出が必要になります。また、その届出後３０日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

→土地建物等有償譲渡届出書（データダウンロード）

提出先：首都高速道路株式会社 更新・建設局 用地管理課

３．裁決申請について（土地収用法第３９条）

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利（たとえば地上権、賃借権又は使用賃借による権利）をお持ちの方は、施行者に対し次の請求をすることができます。

- （１）収用委員会へ裁決申請すること。
- （２）土地に関する補償金を支払うこと。

４．明渡裁決の申立てについて（土地収用法第４７条の三）

土地所有者及び関係人のみなさんが、早期に移転を希望されるときなどは、施行者が収用委員会へ土地に関する裁決申請をした後に、直接収用委員会へ明渡裁決の申立てをすることができます。

＜土地収用法２８条の規定に基づく周知及び都市計画法６６条の規定に基づく公告の内容＞

新京橋連結路等の整備のお知らせ

首都高速道路株式会社及び東京都が施行する東京都市計画道路事業都市高速道路第一号線及び都市高速道路第四号線については、令和六年六月十八日関東地方整備局告示第百九十二号及び東京都告示第七百三十九号により、都市計画法の事業認可の告示がなされたので、都市計画法の規定により次のとおりお知らせします。

事業認可の告示により、事業に必要な土地の価格は、その日から固定され一年ごとに見直します。また、都市計画法第七十条第一項の規定により、土地収用法第二十六条第一項の事業の認定の告示があったものとみなされますので、この土地の所有者及び関係者のみなさんに同法の規定により次のとおりお知らせします。

一 事業施行者の名称

東京都

首都高速道路株式会社

二 事業の名称

東京都市計画道路事業都市高速道路第一号線及び都市高速道路第四号線

三 事業施行期間

令和六年 六月 十八 日から

令和十八年 三月 三十一 日まで

四 事業地

中央区築地一丁目、築地二丁目、新富一丁目、新富二丁目、八丁堀四丁目、
京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目及び八重洲二丁目各地内
千代田区丸の内一丁目及び丸の内三丁目各地内

五 事業地内での手続き

- (一) 事業地内において、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積等を行おうとする場合には、区長の許可が必要になります。
- (二) 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときには、当該土地建等、その予定対価の額、譲渡の相手方について、施行者へ届出が必要になります。また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

六 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

事業地内の土地所有者はその所有権に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利をお持ちの方はその権利に対する補償金を、建物等の所有者、借家人などであるときは移転に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

七 裁決申請及び補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利（たとえば地上権、賃借権又は使用賃借による権利）をお持ちの方は、施行者に対し次の請求をすることができます。

- (一) 収用委員会へ裁決申請すること。
- (二) 土地に関する補償金を支払うこと。

八 明渡裁決の申立てについて

土地所有者及び関係人のみなさんが、早期に移転を希望されるときなどは、施行者が収用委員会へ土地に関する裁決申請をした後に、直接収用委員会へ明渡裁決の申立てをすることができます。

九 その他

事業地の範囲がわかる図面は、中央区環境土木部管理調整課と左記首都高速道路株式会社に備えてあり、閲覧することができます。なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方や、手続きの方法など詳細については、左記へお問い合わせください

（計画について）首都高速道路株式会社 更新・建設局 調査・環境課

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一号
03（6803）3771

東京都 建設局 道路建設部 計画課

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
03（5320）5359

（用地について）首都高速道路株式会社 更新・建設局 用地管理課

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一号
03（6803）3722

